

令和5年度集団指導

～令和5年度以降の変更点について～

川口市 福祉部 福祉監査課 指導第1係

目次

- 身体拘束等の適正化及び虐待防止等に係る措置について
- 業務継続計画について
- 感染症の予防及びまん延の防止のための措置について

身体拘束等の適正化及び虐待防止等に係る措置について

身体拘束禁止の対象となる具体的な行為

- ① 車いすやベッド等に縛り付ける。
- ② 手指の機能を制限するために、ミトン型の手袋を付ける。
- ③ 行動を制限するために、介護衣（つなぎ服）を着せる。
- ④ 支援者が自分の体で利用者を押さえつけて行動を制限する。
- ⑤ 行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる。
- ⑥ 自分の意思で開けることのできない居室等に隔離する。

緊急やむを得ず身体拘束を行う場合の3つの要件について

★**切迫性**：利用者本人又は他の利用者等の生命、身体、権利が危険にさらされる可能性が著しく高いこと

※ 身体拘束を行うことにより本人の日常生活等に与える悪影響を勘案し、それでもなお身体拘束を行うことが必要な程度まで利用者本人等の生命又は身体が危険にさらされる可能性が高いことを確認する必要があります。

★**非代替性**：身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する方法がないこと

※ まず身体拘束を行わずに支援する全ての方法の可能性を検討し、利用者本人等の生命又は身体を保護するという観点から、他に代替手法が存在しないことを複数職員で確認する必要があります。また、拘束の方法についても、最も制限の少ない方法を選択する必要があります。

★**一時性**：身体拘束その他の行動制限が一時的なものであること

※ 本人の状態に応じて、必要とされる最も短い拘束時間を想定する必要があります。

3つの要件を満たしても手続き面で留意すること

① 組織による決定と個別支援計画への記載

担当スタッフ個人（または数名）で行わず、個別支援会議等において組織として慎重に検討・決定する必要があります。

管理者、サービス管理責任者、児童発達支援管理責任者、虐待の防止に関する責任者等、支援方針について権限を持つ職員が参加していることが大切になります。

② 利用者本人や家族に対しての説明

身体拘束の内容、目的、理由、拘束の時間、時間帯、期間等をできる限り詳細に説明し十分な理解を得るよう努めてください。

③ 必要な事項の記録

緊急やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を記録しなければなりません。

必要な記録がなされていない場合、身体拘束廃止未実施減算に該当する場合があります。

身体拘束等の適正化の取組みについて

①身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録すること

※作成した記録は事業所に保管し、職員がいつでも閲覧できるようにしてください。

②身体拘束適正化委員会を設置して体制を整備する

※委員会を定期的を開催して、検討結果を従業員に周知徹底してください。

・委員会の開催について

※委員会は少なくとも1年に1回は開催してください。

※虐待防止委員会と一体的に設置・運営することができます。

身体拘束等の適正化の取組みについて

②身体拘束適正化委員会を設置して体制を整備する

※委員会を定期的を開催して、検討結果を従業員に周知徹底してください。

• 身体拘束適正化委員会の具体的な運用について

※身体拘束適正化委員会の具体的な運用について、次のような対応が想定されています。

- | | |
|----|---|
| 1) | 身体拘束を行った場合、その状況、背景等を記録するとともに、身体拘束適正化委員会へ報告する |
| 2) | 身体拘束適正化委員会において報告された事例を集計・分析する
※分析に当たっては、身体拘束の発生時の状況等を分析し、身体拘束等の発生原因や結果等を取りまとめ、当該事例の再発防止策を検討する。 |
| 3) | 報告された分析結果を従業員に周知、徹底する。 |
| 4) | 再発防止策を講じた後、その効果について検証する。 |

身体拘束等の適正化の取組みについて

③身体拘束等の適正化のための指針を整備する

※以下の項目を盛り込むこと

- 1) 身体拘束適正化に関する基本的な考え方
- 2) 事業所内の組織に関する事項
- 3) 職員研修に関する基本方針
- 4) 報告方法等の方策に関する基本方針
- 5) 発生時の対応に関する基本方針
- 6) 指針の閲覧に関する基本方針
- 7) その他身体拘束等の適正化の推進のために必要な基本方針

④従業員に対し研修を定期的実施する

※研修は年1回以上実施してください。

※新規採用職員に対しては、採用時に身体拘束等の適正化のための研修を実施してください。

※研修を実施した際には、研修の実施記録を残してください。

※研修は、事業所内での職員研修のほか、他の研修プログラムで身体拘束等の適正化に事業所が参加したもので差し支えありません。

⇒ ①～④の取組が実施されていないと
令和5年4月1日から身体拘束廃止未実施減算となります

身体的拘束等に係る記録及び必要な措置まとめ

記録及び必要な措置	実施内容
記録	身体拘束等を行う場合には、 その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録
委員会の開催	身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を 1年に1回以上開催
指針の整備	身体拘束等の適正化のための指針を整備
研修の実施	身体拘束等の適正化のための従業者に対する研修を 1年に1回以上実施

※ 上記の記録及び措置を行っていない場合には、**身体拘束廃止未実施減算**に該当します。

身体拘束等の適正化及び虐待防止等に係る措置について

障害者虐待とは

- ・「養護者」、「使用者」、「**障害者福祉施設従事者等**」による虐待

障害者福祉施設従事者等による障害者虐待

- ① **身体的虐待**：障害者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。
- ② **性的虐待**：障害者にわいせつな行為をすること又は障害者をしてわいせつな行為をさせること。
- ③ **心理的虐待**：障害者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の障害者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。
- ④ **放棄・放置**：障害者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置その他の障害者を擁護すべき職務上の義務を著しく怠ること
- ⑤ **経済的虐待**：障害者の財産を不当に処分することその他当該障害者から不当に財産上の利益を得ること。

障害者虐待防止法における障害者福祉施設従事者等による障害者虐待

① **身体的虐待**：障害者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加え、又は正当な理由なく障害者の身体を拘束すること。

1) 暴力的行為

- ・平手打ちをする。つねる。殴る。蹴る。
- ・ぶつかって転ばせる。
- ・刃物や器物で外傷を与える。
- ・入浴時、熱い湯やシャワーをかけてやけどをさせる。
- ・本人に向けて物を投げつけたりする。等

2) 本人の利益にならない強制による行為、代替方法を検討せずに障害者を乱暴に扱う行為

- ・医学的診断や個別支援計画等に位置づけられておらず、身体的苦痛や病状悪化を招く行為を強要する。
- ・介護がしやすいように、職員の都合でベッド等へ抑えつける。
- ・車椅子やベッド等から移動させる際に、必要以上に身体を高く持ち上げる。
- ・食事の際に、職員の都合で、本人が拒否しているのに口に入れて食べさせる。等

3) 正当な理由のない身体拘束

- ・車いすやベッドなどに縛り付ける。
- ・手指の機能や行動を制限するために、ミトン型の手袋や介護衣（つなぎ服）を着せる。
- ・職員が自分の身体で利用者を押さえつけて行動を制限する。
- ・落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる。
- ・自分の意志で開けることのできない居室等に隔離する。

障害者虐待防止法における障害者福祉施設従事者等による障害者虐待

② **性的虐待**：障害者にわいせつな行為をすること又は障害者をしてわいせつな行為をさせること。

○ あらゆる形態の性的な行為又はその強要

- ・キス、性器等への接触、性交。
- ・性的行為を強要する。
- ・本人の前でわいせつな言葉を発する、又は会話する。性的な話を強要する。
- ・わいせつな映像や写真を見せる。
- ・本人を裸にする、又はわいせつな行為をさせ、映像や写真に撮る。撮影したものを他人に見せる。
- ・更衣やトイレ等の場面をのぞいたり、映像や画像を撮影する。
- ・排せつや着替えの介助がしやすいという目的で、下（上）半身を裸にしたり、下着のまままで放置する。
- ・人前で排せつをさせたり、おむつ交換をしたりする。またその場面を見せないための配慮をしない。等

障害者虐待防止法における障害者福祉施設従事者等による障害者虐待

③ **心理的虐待**：障害者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の障害者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

1) 威嚇的な発言、態度

- ・怒鳴る、罵る。
- ・「ここ（施設等）にいられなくしてやる」「追い出すぞ」などと言いつぶす。
- ・「給料もらえないですよ」「好きなもの買えなくなりますよ」などと威圧的な態度をとる。等

2) 侮辱的な発言、態度

- ・排泄物の失敗や食べこぼしなどを嘲笑する。
- ・日常的にからかったり、「バカ」「あほ」「死ね」など侮蔑的なことを言う。
- ・排泄物介助の際、「臭い」「汚い」などと言う。
- ・子ども扱いするような呼称で呼ぶ。
- ・本人の意思に反して呼び捨て、あだ名などで呼ぶ。等

3) 障害者や家族の存在や行為、尊厳を否定、無視するような発言、態度

- ・「意味もなくコールを押さないで」「なんでこんなことができないの」などと言う。
- ・他の利用者に障害者や家族の悪口等を言いふらす。
- ・話しかけ、ナースコール等を無視する。
- ・障害者の大切にしているものを乱暴に扱う、壊す、捨てる。
- ・障害者がしたくてもできないことを当てつけにやってみせる（他の利用者にやらせる）。等

障害者虐待防止法における障害者福祉施設従事者等による障害者虐待

③ **心理的虐待**：障害者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の障害者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

4) **障害者の意欲や自立心を低下させる行為**

- ・ トイレを使用できるのに、職員の都合を優先し、本人の意思や状態を無視しておむつを使う。
- ・ 自分で食事ができるのに、職員の都合を優先し、本人の意思や状態を無視して食事の全介助をする、職員が提供しやすいように食事を混ぜる。
- ・ 自分で服薬できるのに、食事に薬を混ぜて提供する。等

5) **交換条件の提示**

- ・ 「これができたら外出させてあげる」「買いたいならこれをしてからにしてください」などの交換条件を提示する。等

障害者虐待防止法における障害者福祉施設従事者等による障害者虐待

③ **心理的虐待**：障害者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の障害者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

6) **心理的に障害者を不当に孤立させる行為**

- ・本人の家族に伝えてほしいという訴えを理由なく無視して伝えない。
- ・理由もなく住所録を取り上げるなど、外部との連絡を遮断する。
- ・面会者が訪れても、本人の意思や状態を無視して面会させない。
- ・その利用者以外の利用者だけを集めて物事を決める、行事を行う。等

7) **その他著しい心理的外傷を与える言動**

- ・車椅子での移動介助の際に、速いスピードで走らせ恐怖感を与える。
- ・自分の信仰している宗教に加入するよう強制する。
- ・利用者の顔に落書きをして、それをカメラ等で撮影し他の職員に見せる。
- ・利用者の前で本人の物を投げたり蹴ったりする。
- ・本人の意思に反した異性介助を繰り返す。
- ・浴室脱衣所で、異性の利用者を一緒に着替えさせたりする。等

障害者虐待防止法における障害者福祉施設従事者等による障害者虐待

④ 放棄・放置：障害者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置、他の利用者による①～③に掲げる行為と同様の行為の放置その他の障害者を養護すべき職務上の義務を著しく怠ること。

1) 必要とされる支援や介助を怠り、障害者の生活環境・身体や精神状態を悪化させる行為

- ・入浴しておらず異臭がする、髪・ひげ・爪が伸び放題、汚れのひどい服や破れた服を着せている等、日常的に著しく不衛生な状態で生活させる。
- ・褥瘡（床ずれ）ができるなど、体位の調整や栄養管理を怠る。
- ・おむつが汚れている状態を日常的に放置している。
- ・健康状態の悪化をきたすほどに水分や栄養補給を怠る。
- ・健康状態の悪化をきたすような環境（暑すぎる、寒すぎる等）に長時間置かせる。
- ・室内にごみが放置されている、鼠やゴキブリがいるなど劣悪な環境に置かせる。等

2) 障害者の状態に応じた診療や支援を怠ったり、医学的診断を無視した行為

- ・医療が必要な状況にも関わらず、受診させない。あるいは救急対応を行わない。
- ・処方通りの服薬をさせない、副作用が生じているのに放置する、処方通りの治療食を食べさせない。
- ・本人の嚥下できない食事を提供する。等

3) 必要な用具の使用を限定し、障害者の要望や行動を制限させる行為

- ・移動に車いすが必要であっても使用させない。
- ・必要なめがね、義歯、補聴器等があっても使用させない。等

4) 障害者の権利を無視した行為又はその行為の放置

- ・他の利用者に暴力を振るう障害者に対して、何ら予防的手立てをしていない。
- ・話しかけ等に対し、「ちょっと待って」と言ったまま対応しない。等

5) その他職務上の義務を著しく怠ること

障害者虐待防止法における障害者福祉施設従事者等による障害者虐待

⑤ **経済的虐待**：障害者の財産を不当に処分することその他当該障害者から不当に財産上の利益を得ること。

○ **本人の同意（表面上は同意しているように見えても、本心からの同意か見極める必要がある）なしに財産や金銭を使用し、本人の希望する金銭の使用を理由なく制限すること**

- ・ 本人所有の不動産等の財産を本人に無断で売却する。
- ・ 年金や賃金を管理して渡さない、年金や預貯金を無断で使用する。
- ・ 本人の財産を無断で使用する、事業所、法人に金銭を寄付・贈与するよう強要する。
- ・ 本人の財産を、本人が知らない又は支払うべきでない支払いに充てる。
- ・ 金銭、財産等の着服・窃盗等（お金を盗む、無断で使用する、処分する、無断流用する、お釣りを渡さない）。
- ・ 本人に無断で親族にお金を渡す、貸す。
- ・ 日常的に使用するお金を不当に制限する、生活に必要なお金を渡さない。等

虐待は、従事者及び利用者本人の虐待に対する「自覚」は問いません。

障害者虐待の対応に関する会議や当事者とのやり取りはすべて記録に残し、担当者1人の判断で行わず、施設として、説明責任を果たすこと、再発防止策を講じるなど適切な対応を行ってください。

虐待の防止のための措置について

①虐待防止委員会の定期的な開催及び、開催結果を従業員へ周知する

※委員会は少なくとも**1年に1回**は開催する。

※委員会は、身体拘束等の適正化を検討する委員会と一体的な設置・運営が可能です。

・委員会の構成員について

※委員会の開催に必要な最低人数は問わない。

※管理者と虐待防止責任者の参画が必要。

※利用者やその家族、専門的な知見のある外部の第三者を加えることが望ましい。

・虐待防止のための指針の作成について

※虐待防止委員会は、虐待防止のための計画及び指針の作成を行う必要があります。

指針の作成は**義務ではありません**が、以下の項目を定めて作成することが望ましいです。

- 1) 事業所における虐待防止のための基本的考え方
- 2) 虐待防止委員会その他施設内の組織に関する事項
- 3) 虐待防止のための職員研修に関する基本方針
- 4) 施設内で発生した虐待報告方法等の方策に関する基本方針
- 5) 発生時の対応に関する基本方針
- 6) 指針の閲覧に関する基本方針
- 7) その他身体拘束等の適正化の推進のために必要な基本方針

虐待の防止のための措置について




①虐待防止委員会の定期的な開催及び、開催結果を従業員へ周知する

※委員会は少なくとも**1年に1回**は開催してください。

※委員会は、身体拘束等の適正化を検討する委員会と一体的な設置・運営が可能です。

・虐待防止委員会の具体的な運用について

※虐待防止委員会の具体的な運用について、次のような対応が想定されています。

- 1) 虐待・不適切な対応事例が発生した場合、その状況、背景等を記録するとともに、虐待防止委員会へ報告する

- 2) 虐待防止委員会において報告された事例を集計・分析する
※分析に当たっては、虐待の発生時の状況等を分析し、虐待の発生原因や結果等を取りまとめ、当該事例の再発防止策を検討する。

- 3) 報告された分析結果を従業員に周知、徹底する。

- 4) 再発防止策を講じた後、その結果について検討する。

虐待の防止のための措置について

②従業員に対し研修を定期的実施する

※研修は年1回以上実施してください。

※新規採用職員に対しては、採用時に虐待防止のための研修を実施してください。

※研修を実施した際には、研修の実施記録を残してください。

※研修は、事業所内での職員研修のほか、協議会または基幹相談支援センターが実施する研修に参加したもので差し支えありません。

③虐待防止責任者を配置する

※虐待防止責任者は、サービス管理責任者等を配置してください。

通所系	サービス管理責任者 (障害児通所支援は、児童発達支援管理責任者)
訪問系	サービス提供責任者
相談系	相談支援専門員
自立生活援助・就労定着支援	サービス管理責任者

虐待の防止のための必要な措置まとめ

記録及び必要な措置	実施内容
委員会の開催	虐待の防止のための対策を検討する委員会（虐待防止検討委員会）を 年1回以上 開催
研修の実施	虐待の防止のための従業者に対する研修を 年1回以上 実施
担当者の設置	虐待防止責任者の設置（虐待防止責任者は、 サービス管理責任者等を配置 すること）

令和6年度以降に義務化される項目について

【令和6年度から義務化】

- ・ 業務継続計画の策定
- ・ 感染症の予防及びまん延防止のための措置

業務継続計画の策定 (令和6年度から義務化)

①感染症に係る業務継続計画を策定する

記載する項目

- 1) 平時からの備え (体制構築・整備 など)
- 2) 初動対応
- 3) 感染拡大防止体制の確立 (保健所との連携 など)

②災害に係る業務継続計画を策定する

記載する項目

- 1) 平常時の対応 (建物・設備の安全対策 など)
- 2) 緊急時の対応 (業務継続計画発動基準 など)
- 3) 他施設及び地域との連携

③業務継続計画の内容に関する研修を実施する

→業務継続計画の具体的内容を職員間で共有する

④業務継続計画の内容に沿った訓練 (シミュレーション) を実施する

→事業所内の役割分担の確認、実践する支援の演習 など

感染症の予防及びまん延防止のための措置（令和6年度から義務化）

①感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会を設置・開催する

※委員会は、おおむね3ヵ月に1回以上開催する

※構成メンバーの責務及び役割分担を明確にする感染対策を担当する者を決める

②感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する

※指針には「平常時の対策」と「発生時の対応」を規定する。

③感染症の予防及びまん延の防止のための研修を実施する

➡感染対策の基礎的な知識の普及・啓発 など

④感染症の予防及びまん延の防止のための訓練(シミュレーション)を実施する

➡感染対策をした上での支援の演習 など

ご視聴ありがとうございました。

- ・ 令和5年度集団指導 障害福祉サービス事業者向け
- ・ 令和5年度集団指導 障害児サービス事業者向け